

建設業の社会保険等未加入対策に関する最近の取組について

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課



はじめに

既にご承知のとおり、建設産業においては、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築するため、平成29年度を目途に事業者単位では加入義務のある建設業許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指し、社会保険等への加入徹底に取り組んでいるところです。この社会保険等未加入対策については、平成24年度から具体的な取組を開始して間もなく3年となり、目標期間である5年間のうちの中間年度を経過しようとしています。

これまで、行政、元請企業、下請企業等の関係者が一体となって未加入対策を総合的に進めてきたところであり、国土交通省では、建設業許可部局において、社会保険担当部局との連携を図りつつ、建設業許可・更新時や立入検査時等における保険加入状況の確認・指導、また、発注部局においては平成26年8月1日以降に入札手続を開始した国土交通省直轄工事において、社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化することに加えて、元請業者及び下請代金の総額が3,000万円以上（工事が建築一式工事の場合は4,500万円以上）の工事における1次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する取組等を実施してきたと

ころです。また、社会保険等への加入を進めていくためには、技能労働者を雇用している下請企業等が法定福利費を確保していくことが必要不可欠であることから、各専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費を内訳明示した見積書を提出する取組も推進してきました（図—1）。

社会保険等未加入対策に係る目標達成に向けては、こうした取組の成果も踏まえつつ、今後、更に取組を加速していく必要があります。本稿では、更なる社会保険等への加入促進に向けた最近の取組について紹介します。



社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査について

社会保険等未加入対策における目標を達成するためには、これまでに実施してきた取組の成果や現場の実情を把握し、必要に応じて適確な対策を実施していくことが重要です。取組の成果については、これまで、主に公共事業労務費調査における社会保険等への加入状況調査で把握してきましたが、一方で民間工事に携わる建設企業・技能労働者の加入率は相当低いとの指摘もあります。社会保険等への加入徹底は、公共工事、民間工事を問わず建設産業全体で実施するべきものであり、そのためにも、今後は主に民間工事に携わる企業、作業員の加入状況も併せて把握していくこと



図一 1 社会保険等未加入対策の全体像 (平成27年3月時点)

が必要です。

こうした状況に鑑み、今般、国土交通省では、社会保険等未加入対策に関連したこれまでの施策効果、浸透状況、民間工事に係る社会保険等への加入状況を把握し、更なる社会保険等への加入徹底方策を検討していくためにアンケート調査を実施いたしました(図一2)。ここでは、本アンケート調査の主な調査結果について紹介します。

(1) 社会保険等への加入状況について【全体(現場別調査)】

サンプル調査を行った民間建築工事における企業、作業員の健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入率は、企業別で健康保険73.2%、厚生年金保険68.3%、雇用保険71.4%、作業員別で健康保険66.6%、厚生年金67.1%、雇用保険78.3%でした(図一3)。

1. 調査の目的

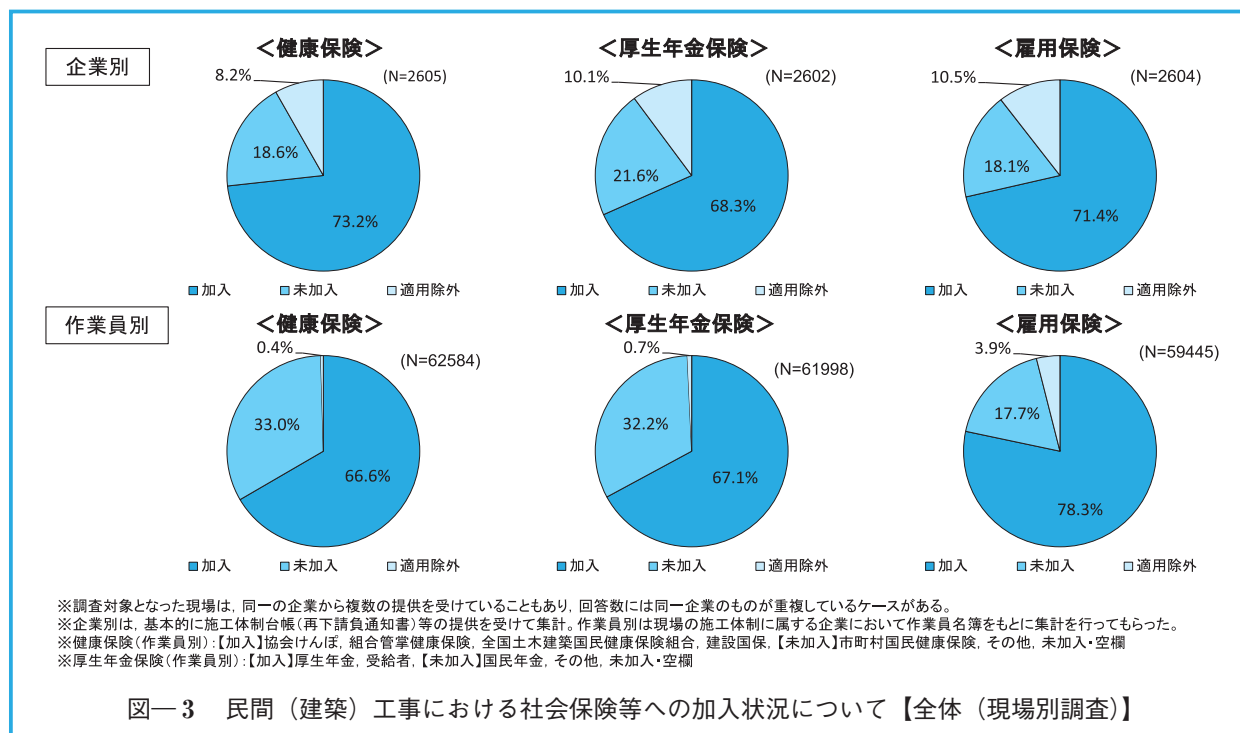
- これまでに実施してきた各施策に関する各建設企業における取組状況および施策の現場への浸透状況等を総合的に把握し、社会保険等未加入対策の目標達成を見据えた加入徹底方策を検討することを目的とする。

2. 調査の概要

現場別調査(サンプル調査)	企業別調査(団体会員企業)
【調査対象】 全国約200現場(民間建築工事)の元請及び下請企業を対象としたサンプル調査を実施 【調査期間】 平成26年12月9日(火)~12月19日(金) 【回答状況】 3,327件	【調査対象】 社会保険未加入対策推進協議会に参加する建設業者団体に所属する会員企業 【調査期間】 平成26年12月16日(火)~平成27年1月8日(木) 【回答状況】 2,916件
主な設問項目 ○ 企業・作業員の社会保険等の加入状況(現場別アンケートのみ) ○ 社会保険等加入状況の確認・指導の状況 ○ 法定福利費を内訳明示した見積書への対応 ○ 法定福利費を内訳明示した見積書の注文者への提出の有無 (○ 建退共の活用状況)	

※今回の公表結果は、速報値であり、最終的な調査結果は、調査期間後に回答があったものも含め年度内に公表。

図一 2 社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査について(調査の概要)

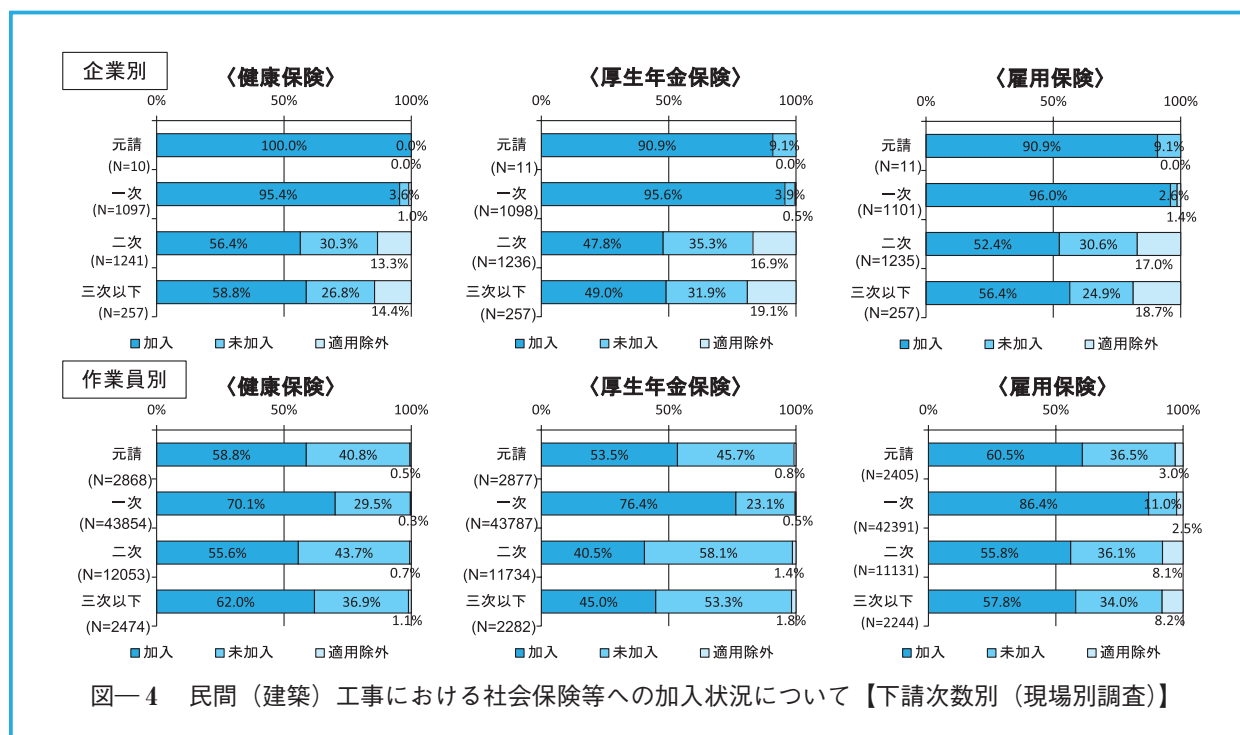


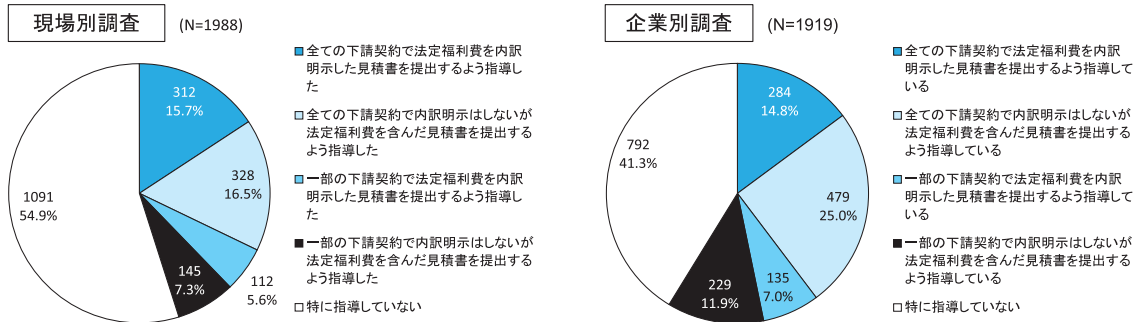
(2) 社会保険等への加入状況について【下請次数別（現場別調査）】

サンプル調査を行った民間建築工事における企業、作業員の健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入率を下請次数別にみると、企業別・作業員別ともに、一次下請でかなり高く、二次下請以下で低い結果となりました（図一 4）。

(3) 法定福利費を内訳明示した見積書の注文者による下請企業への提出指導について

下請企業に対して法定福利費を内訳明示した見積書の提出を全部又は一部の下請契約で指導した企業は現場別調査で21.3%，企業別調査で21.8%でした。また、法定福利費を「含んだ」見積書の提出を指導した場合を含めると、現場別調査で45.1%，企業別調査で58.7%でした（図一 5）。





図—5 法定福利費を内訳明示した見積書の注文者による下請企業への提出指導について

(4) 注文者からみた下請企業からの法定福利費を内訳明示した見積書の提出状況について

注文者からみた下請企業からの法定福利費を内訳明示した見積書の提出状況について、現場別調査では34.9%が全て又は一部の下請企業から提出を受けているとの結果となりました。また、企業別調査では、23.7%が提出をかなり又はおおむね受けているとの結果となりました。

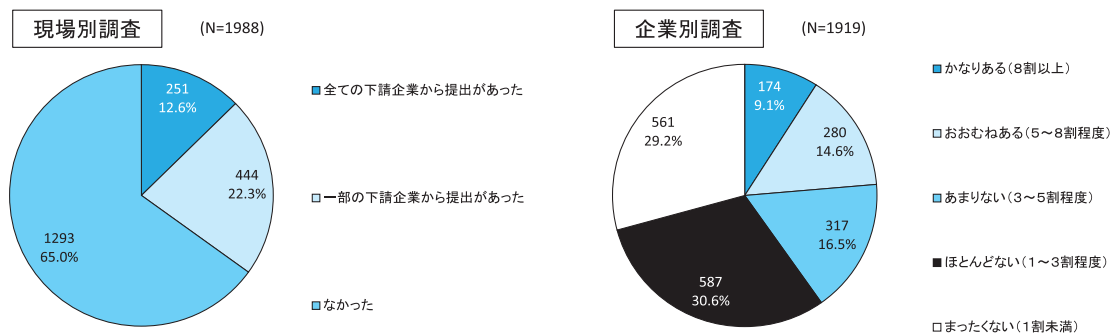
一方で、現場別調査では65.0%が提出を受けておらず、企業別調査では59.8%がほとんど又は全

く提出を受けていないとの結果となりました（図—6）。

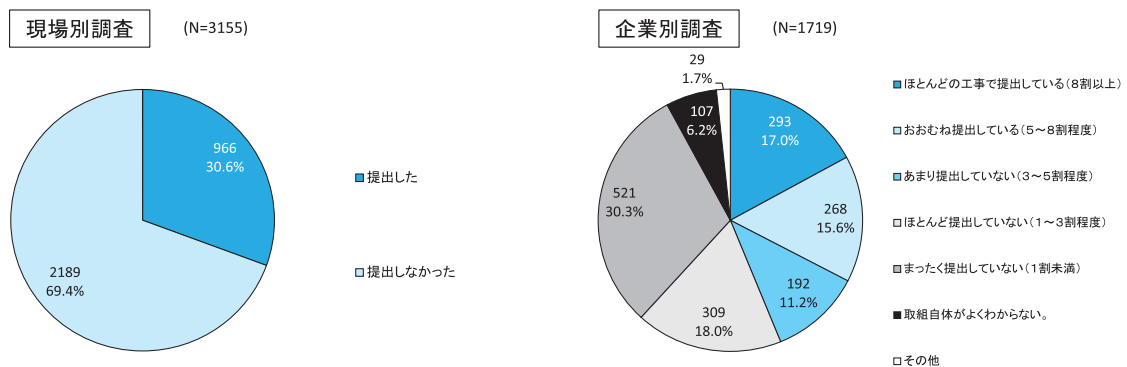
(5) 下請企業からみた注文者に対する法定福利費を内訳明示した見積書の提出状況について

下請企業からみた注文者に対する法定福利費を内訳明示した見積書の提出状況について、現場別調査では30.6%が提出、企業別調査では32.6%がほとんど又はおおむね提出しているとの結果となりました。

一方で、現場別調査では69.4%が提出せず、企



図—6 注文者からみた下請企業からの法定福利費を内訳明示した見積書の提出状況について



図—7 下請企業からみた注文者に対する法定福利費を内訳明示した見積書の提出状況について

業別調査では48.3%がほとんど又は全く提出していないとの結果となりました（図―7）。

(6) 下請企業が注文者に対して法定福利費を内訳明示した見積書を提出しなかった理由

下請企業が注文者に対して法定福利費を内訳明示した見積書を提出しなかった理由としては、現場別調査・企業別調査ともに、「注文者から提出するよう指示がなかった」が圧倒的に多いとの結果となりました（現場別調査44.9%，企業別調査56.2%）（図―8）。

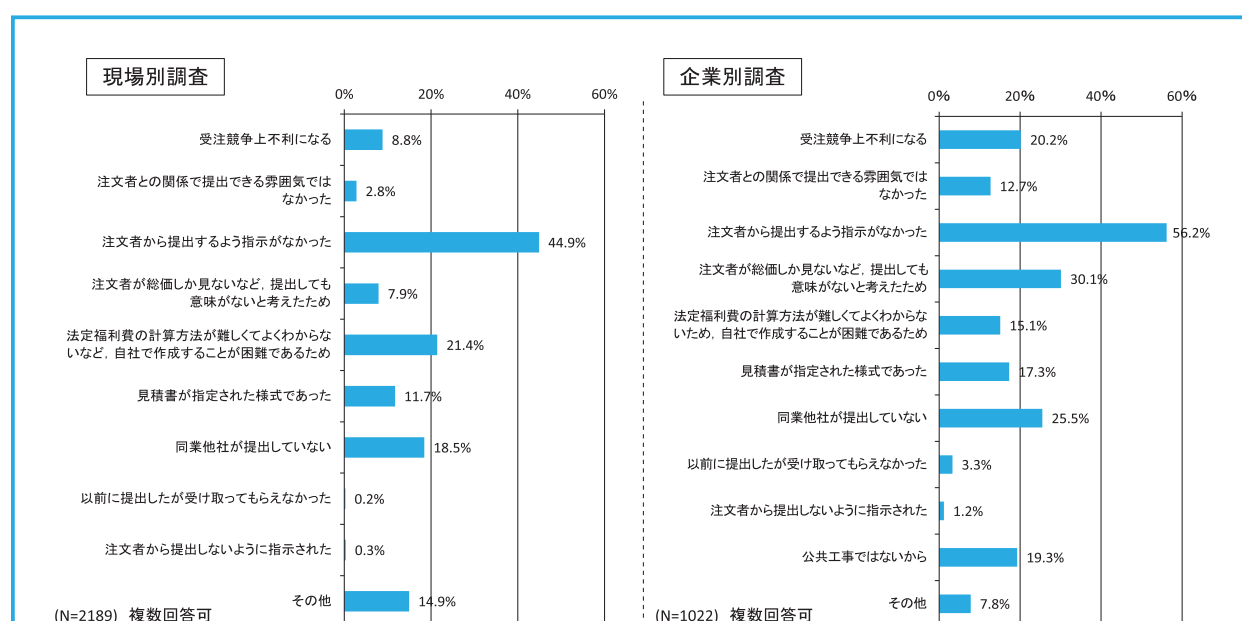
(7) 注文者が下請企業から法定福利費を内訳明示した見積書の提出を受けた場合の対応（現場別

調査）

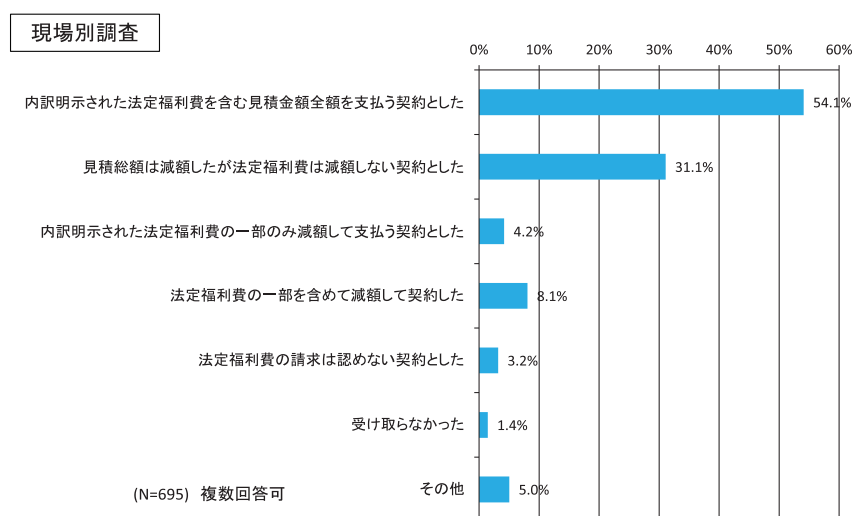
サンプル調査を行った民間建築工事において、注文者が下請企業から法定福利費を内訳明示した見積書の提出を受けた結果としては、「内訳明示された法定福利費を含む見積金額全額を支払う契約とした」（54.1%）が最も多く、次いで「見積総額は減額したが、法定福利費は減額しないとした」（31.1%）が多いという結果となりました（図―9）。

(8) 下請企業が注文者へ法定福利費を内訳明示した見積書を提出した場合の対応

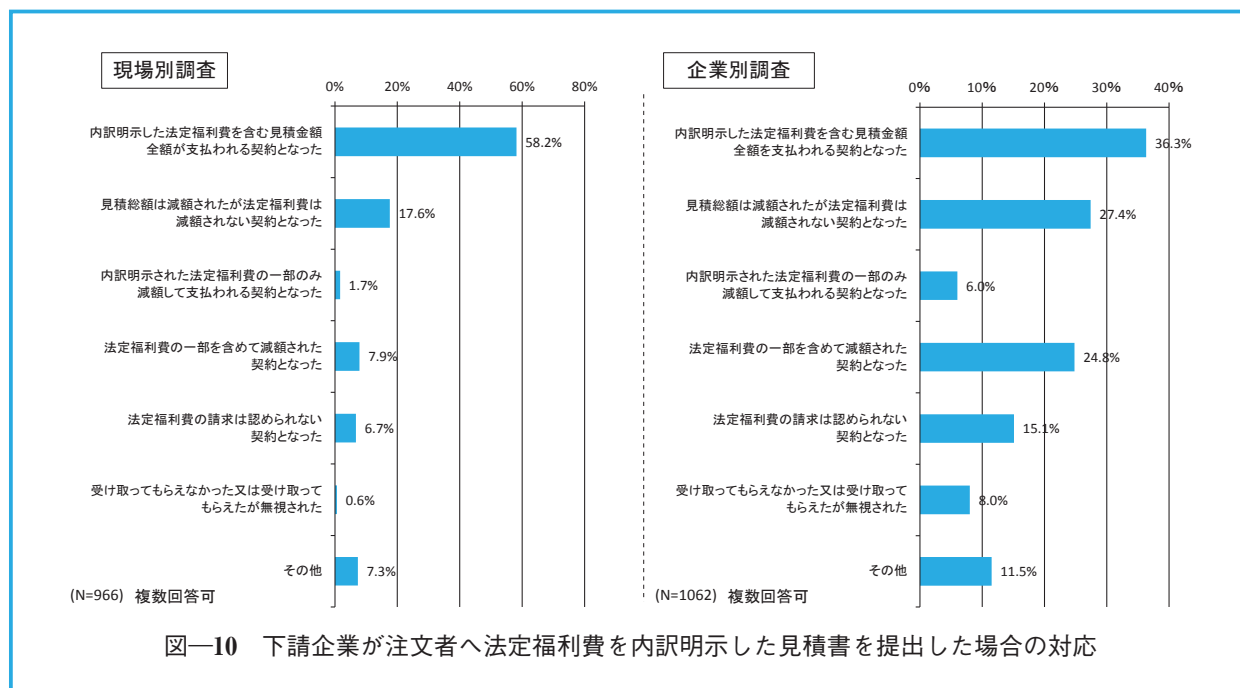
下請企業が注文者に対して法定福利費を内訳明



図―8 下請企業が注文者に対して法定福利費を内訳明示した見積書を提出しなかった理由



図―9 注文者が下請企業から法定福利費を内訳明示した見積書の提出を受けた場合の対応（現場別調査）



示した見積書を提出した場合の対応については、現場別調査・企業別調査ともに「内訳明示した法定福利費を含む見積金額全額が支払われる契約となった」が最も多いという結果となりました（現場別調査58.2%，企業別調査36.3%）（図—10）。

(9) 参考：建設業の社会保険等への加入状況に関するその他の調査結果

今回の調査のほか、社会保険等未加入対策の取組の成果については、公共事業労務費調査における社会保険等への加入状況調査でも把握していますが、平成26年10月に実施した調査の結果をみると、速報値ではあるものの、3保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）ともに加入している技能労働者の割合は、平成25年10月の調査から5.6ポイント上昇し67.3%となりました。また、厚生労働省が公表している「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」や「雇用保険事業年報」から建設業の厚生年金保険及び雇用保険の適用状況をみても、適用事業所数・被保険者数ともに増加しています。今後もより一層の努力が必要ではあるものの、関係者を挙げたこれまでの取組は着実に成果を挙げつつあるものと認識しております。



「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂について

元請企業においては、保険加入の取組を下請企業及び現場作業員に浸透させるため、工事現場において周知啓発を行うとともに、下請企業の保険加入状況の把握に努め、保険加入を指導する役割を担うことが求められております。

そのため、国土交通省では、元請企業及び下請企業の取組の指針となる「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を策定しています。この中では、元請企業の役割・責任として、現場における周知啓発、法定福利費の適正な確保のほか、協力会社組織を通じた加入状況の定期的な把握と加入指導を行うこと、個々の工事を下請発注する際の下請企業選定時に加入状況の確認と加入指導を行うこと、二次以下の下請についても再下請負通知書により加入状況の確認と加入指導を行うこと、作業員についても作業員名簿を活用して加入状況の確認と加入指導を行うこと等を求めています。

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、平成24年11月に施行したのですが、この内容は、平成24・25年度にかけての取組を中心に記載したものであり、その後、本ガイドライン

に基づく取組状況等を踏まえる必要があると認めるときは、内容の見直しなど所要の措置を実施することとしていたところです。社会保険等未加入対策については、取組を開始してから約3年が経過し、本ガイドラインを施行した時点から、関連する取組も進展してきたところです。そうした状況や2.で紹介したアンケート調査の結果等を踏まえ、このたび、本ガイドラインを改訂することといたしました。

本ガイドラインの改訂については、主に、①法定福利費を内訳明示した見積書の活用が十分に進んでいないことから、活用を促進するための環境整備が必要であること、②社会保険等未加入対策の目標年次まで2年余りに迫っていることから、平成29年度以降の姿を見据えた具体的取組内容を明示するとともに、派生する課題への対応（加入状況の記載の真正性の確保、保険加入義務の潜脱を図った小規模事業主化の抑止）が必要であることという二つのポイントを課題として捉え、検討を行ったものであり、主な改訂内容は以下のとおりです。

(1) 法定福利費を内訳明示した見積書提出の見積条件への明示等

- ・法定福利費を内訳明示した見積書を提出しやすい環境を構築するため、元請企業から下請企業に対する見積条件に本見積書の提出について明示することを記載（下請企業が再下請に出す場合も同様）。
- ・提出された本見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することが必要であり、他の費用との減額調整を厳に慎むことを記載。

(2) 適切な保険に加入した下請企業・労働者のみからなる工事の試行的実施（モデル現場）

- ・平成29年度以降を見据え、すべての下請企業を適切な保険に加入したものに限定した工事や、工事の規模等に鑑みて可能である場合には、すべての作業員を適切な保険に加入したものに限定した工事を試行的に実施することが望ましいと記載。

(3) 情報システムへの関係資料の添付による保険加入情報の記載の真正性の確保

- ・保険加入状況に関する作業員名簿の記載の真正性の確保に向けた措置について、「望ましい」から「努める」に改めるとともに、近年、普及してきている施工体制・労務安全書類の作成・管理に関する情報システムにおいて関係資料を電子データで添付する方法によることを許容。

(4) 施工体制台帳・再下請負通知書・作業員名簿の正確な記載による雇用と請負の明確化

- ・施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿について、下請企業と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載するよう明記。

本ガイドラインの改訂については、元請企業及び下請企業において取り組んでいただくための指針であるため、平成27年1月15日から同年2月16日までパブリックコメントを実施し、提出いただいた意見も踏まえながら内容を決定したものです。改訂内容については、平成27年4月1日から適用することにしております。



社会保険未加入対策推進協議会 における申し合わせ及び今後の 取組について

社会保険未加入対策を着実に推進するためには、行政・元請・下請等の関係者が一体となっており、継続的に取組を実施することが必要であり、その推進体制として学識経験者や業界関係者で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」を設置しております。本協議会については、平成27年1月19日に第4回目の会合を実施したところであり、本稿で紹介した内容等を関係者間で共有するとともに、各建設業団体における取組として、全国建設業協会からは社会保険加入促進計画の推進状況、日本建設業連合会からは新たに策定した社会保険加入促進要綱を発表いただいたところです。

これらの内容を踏まえ、本協議会では、社会保険等への加入促進等に向けて取り組むべき事項として、『法定福利費を内訳明示した見積書の活用による法定福利費の確保に向けた関係者の更なる

**法定福利費を内訳明示した見積書の活用による法定福利費の確保
に向けた関係者の更なる取組の強化について**

第4回社会保険未加入対策推進協議会の開催に当たり、過去3回の本協議会における申し合わせを踏まえつつ、法定福利費の確保に向けた関係者の更なる取組の強化に向けて、以下のとおり申し合わせます。

- ・ **元請企業は**、受注時における適正な法定福利費の確保に努めるとともに、下請企業が法定福利費を内訳明示した見積書を提出しやすい環境を構築するため、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示します。
- ・ **下請企業は**、建設労働者について、雇用者と請負関係にあるものを明確に区分した上で、自ら雇用する建設労働者を適切な保険に確実に加入させるとともに、請負関係にある者に対しても同様の対応を行うよう指導を強化します。また、下請企業は、注文者（元請企業又は直近上位の下請企業）に対して法定福利費を内訳明示した見積書を確実に提出します。そのためにも、自社の経理を明確化します。再下請負人に対しては、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、それを尊重します。
- ・ **国土交通省は**、法定福利費を内訳明示した見積書の作成を促進するための環境整備を行うとともに、法定福利費の確保を含めた社会保険未加入対策の推進に係る取組を実効あるものとするための関係者への働き掛けを積極的に展開します。

平成27年1月19日
社会保険未加入対策推進協議会

図―11 第4回 社会保険未加入対策推進協議会における申し合わせ（全文）

取組の強化について』の申し合わせを行ったところです（図―11）。

また、国土交通省では、今後も必要に応じて社会保険等への加入徹底や法定福利費の確保等の観点から、以下の取組を実施することとしております。なお、これらの内容は現時点で予定している施策であり、このほかにも必要に応じて施策を実施していくこととしております。

(1) 法定福利費の確保に向けた対応

- ① 法定福利費を内訳明示した見積書作成のポイント（仮称）の作成
- ② 建設企業の経理実務等における法定福利費の明確化に向けた対応
 - ・ 建設業会計や経理実務における法定福利費の位置付けや取扱に関する整理
 - ・ 法定福利費を内訳明示する能力向上を図るため、建設業会計に関する研修（原価管理等）を実施
- ③ 実質的な法定福利費の担保に関する調査検討等
 - ・ 別枠支給、別枠明示、事後精算など、法令改正・請負契約における措置・代金支払における実務・商慣習など幅広い観点から検討

(2) 社会保険等への加入促進等に向けた対応

- ① 社会保険等未加入対策に関するQ&Aの作成、周知用リーフレットの作成
 - ・ 社会保険等未加入対策等に関するQ&Aを作成し、ホームページで公表
 - ・ 高齢者の年金加入に関するメリット等に関するリーフレットを作成
- ② 一人親方の労働者性・事業者性の判断基準の周知（パンフレット作成）
 - ・ 平成25年3月に策定したリーフレットを活用した更なる周知徹底（簡易版の作成等）

社会保険等未加入対策は、平成24年度から取組を開始してから5年間という目標期間の中間年度を迎え、今後は平成29年度の目標達成を見据えて、保険加入の徹底、さらには適切な保険に加入している者を優先して活用していく取組等を実施していくことが必要となってきます。これらの取組を実施していくに当たっては、行政はもとより、元請企業・下請企業等、関係者が各々の立場から実施可能な取組を強力に推進していただくことが重要です。皆様には、社会保険等への加入徹底に向けて、引き続き、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。